

鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画

鳥取県（障がい福祉課）

平成30年10月

目 次

1	計画の趣旨・理念	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
4	計画の検討経過	1
5	計画の推進体制	2
6	推進方針	2
7	数値目標	6

1 計画の趣旨・理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号。以下「法」という。）が平成30年6月13日に公布、施行されました。本法は、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものです。

本県では、障がいを知り共に生きる社会を目指し、障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がいのある人が困っているときにちょっとした手助けを行う「あいサポート運動」をスタートさせ、その運動は国内外に広がっています。その他、障がい福祉サービスの充実や全国に先駆けて手話言語条例を制定するなど、さまざまな取組を積み重ねてきました。

障がいのある人による文化芸術の分野でも、これまでにない規模で開催し、障がいのある人の社会参加意識の向上や障がい理解の促進など大きな成果を生んだ「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（あいサポート・アートとっとりフェスタ）」や、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」の発足、その連盟の取組のキックオフイベントである「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016」の開催など、全国をリードする先導的な取組を行ってきました。

また、こうした取組を更に発展させ、障がいのある人が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指し、障がいのある人の文化芸術の推進についても明記した「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（通称：あいサポート条例）」（以下「条例」という。）を平成29年9月に施行しました。

法の理念を踏まえ、条例で示した考え方を具体化するため、本計画を策定し、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を通じて共に交流する機会を創出することで、障がい理解を深め、共に、お互いの人格と個性を認め合いながら生き生きと暮らししていける社会の実現に向け、県民のみなさんと一緒に推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、法第8条第1項の規定に基づき、鳥取県における障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する計画について定めるものです。

3 計画期間

平成30年度から平成35年度まで

4 計画の検討経過

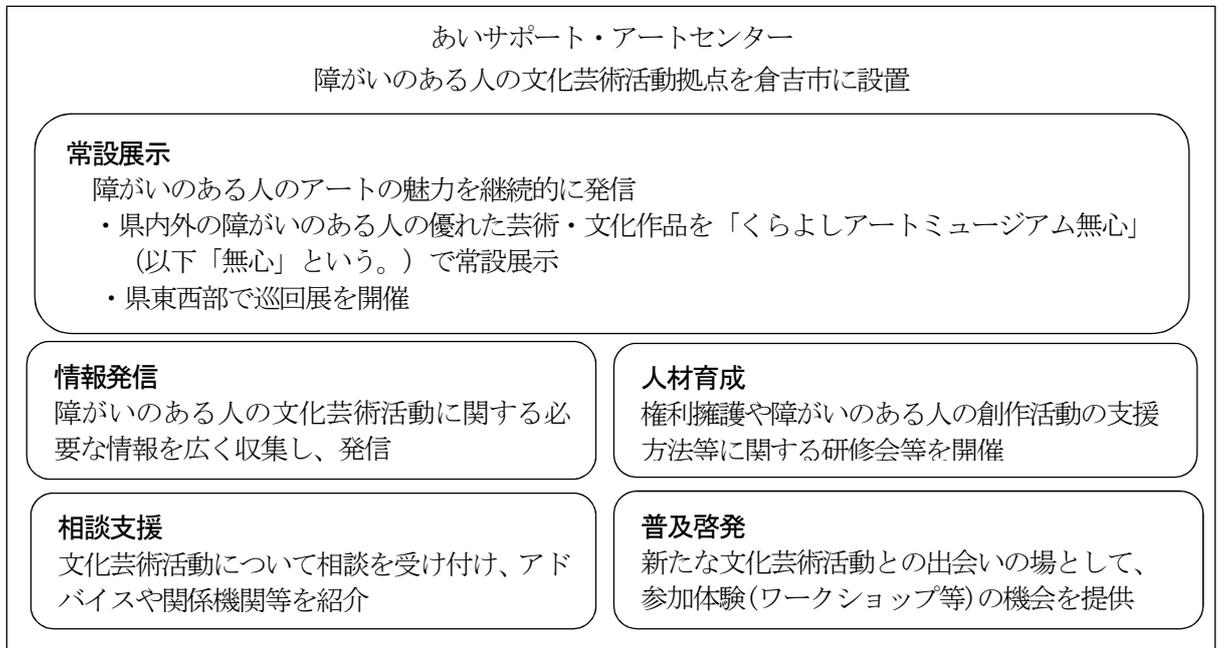
本計画の策定に当たっては、鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会において審議するとともに、パブリックコメントで得られた意見を参考にしながら、計画の内容の検討を行いました。

平成30年8月 鳥取県障がい者芸術・文化活動推進会議 第1回臨時会議…計画案の方針を検討
鳥取県障がい者芸術・文化活動推進会議 第2回臨時会議…計画案を検討
9月 計画案に関するパブリックコメントを実施

5 計画の推進体制

県、市町村、障がい福祉関係団体等で一丸となって、新たに設立する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」（以下「アートセンター」という。）と共に、6に示す方針に沿って、障がいのある人の文化芸術活動を推進していきます。

〈参考〉あいサポート・アートセンターについて



6 推進方針

（1）文化芸術の鑑賞の機会の拡大（法第9条関係）

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、文化芸術はそれ自身が固有の意義と価値を有し、特に本物の文化芸術の鑑賞は、豊かな人間性や創造性を涵養し、感動や共感、心身の健康など、人々に多様な恩恵をもたらすものであることから、障がいの有無にかかわらず、文化芸術に触れ、鑑賞する機会を拡大することが重要です。

【今後の取組の方向性】

◇文化芸術の公演等において、視覚に障がいのある人に対してはプログラムやパンフレットの音声コード化や音声ガイドの導入に、聴覚に障がいのある人に対しては手話通訳や要約筆記の設置等に取り組むとともに、視覚や聴覚に障がいのある人等が映画を楽しむことができるよう、バリアフリー映画の普及に取り組み、視覚や聴覚に障がいのある人等が文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。

◇障がいのある人が文化芸術施設等を円滑に利用できるように、公共の文化芸術施設等のバリアフリー化を推進するとともに、「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」等により、民間の文化芸術施設等の構造及び設備の整備を進めます。

◇鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」（以下「とっとり祭り」という。）、鳥取県障がい者芸術・文化作品展「あいサポート・アートとっとり展」（以下「とっとり展」という。）、「障がいのある人とない人が共につくる劇団『じゆう劇場』による公演」

等の開催により、障がいの有無にかかわらず文化芸術を共に楽しみ、県民の障がいへの理解を進めるための環境づくりを進めます。

◇高校生が手話を用いた歌や劇、ダンスなどのパフォーマンスを披露する「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」では、大型モニターでの手話通訳や要約筆記の一体表示や音声ガイドの導入をはじめとする、情報保障の充実を図り、文化芸術活動を鑑賞しやすい環境を整備します。

(2) 文化芸術の創造の機会の拡大（法第10条関係）

文化芸術は、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を行う者の創造性が十分に発揮されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力を十分に発揮されるよう、文化芸術活動を創造する機会を拡大することが重要です。

【今後の取組の方向性】

◇「鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金（以下「アート補助金」という。）（文化芸術活動促進事業）」により、社会福祉施設、学校等において障がいのある人が取り組む文化芸術活動を支援し、障がいのある人が必要な支援を受けつつ、より幅広い分野の文化芸術を創造することができる環境の整備を進めます。

◇幅広い分野の参加体験（ワークショップなど）を行うことで、これまで文化芸術活動に取り組んできた障がいのある人もこれから新たに文化芸術活動に取り組む障がいのある人も、幅広い分野の選択肢の中から自分に合った分野に取り組むことができるよう支援します。

(3) 文化芸術の作品等の発表の機会の確保（法第11条関係）

自らが創造した文化芸術の作品等を多くの人に見てもらうことは、文化芸術活動を行う者の生きがいにつながり、また、その功績が社会から評価され、一層尊敬、尊重されることで更なる文化芸術の発展へつながるような、持続可能性のある社会を築くことが必要であることから、障がいのある人による文化芸術の作品等の発表の機会を確保することが重要です。

【今後の取組の方向性】

◇「とっとり祭り」「とっとり展」を開催し、障がいのある人の作品等の発表機会を確保します。

◇アート補助金（個展等開催事業）により、障がいのある人の文化芸術の作品等を発表する機会の創出を進めます。

◇国や障がいのある人の文化芸術を通じた国際交流事業を実施する団体等と連携し、又は本県の国際交流事業を活用し、障がいのある人の優れた文化芸術活動の成果を海外に発信します。

◇障がいのある人の文化芸術活動の取組等について、インターネットや県広報物等で情報発信していますが、県民へ充分浸透しているとは言いきれないことから、より多くの方に障がいのある人の優れた芸術作品に触れていただき、障がいのある人による文化芸術への理解を深めるため、更なる情報発信を実施します。

(4) 作品等の評価、販売、権利保護等の推進、相談体制の整備（法第12条～14条、16条関係）

自らの作品等が適切に評価され、その評価に見合った適切な取扱いが受けられることは、障がいの有無にかかわらず、当然の権利であり、著作者の権利及びこれに隣接する権利は、思想又は感情の創作的な表現物である著作物等の<創作—流通—利用>のサイクルの維持・発展を担う法的なインフラとして、文化芸術の振興の基盤をなすものです。このため、作品等の実情の調査及び専門的な評価、芸術上価値の高い作品等の適切な記録及び保存、販売等の支援、並びに所有権、

著作権その他の権利の保護を図るとともに、文化芸術活動についての相談体制を整備し、障がいのある人やその支援者をサポートすることが重要です。

また、評価の高い作品等を創作する障がいのある人については、その才能を伸ばすとともに、その活動が持続可能なものとなるよう、作品等の販売ルートの紹介・開拓や所有権、著作権その他の権利の保護等について支援することが重要です。

【今後の取組の方向性】

- ◇アートセンターのスタッフを中心に、障がいのある人の作品等についての実情を調査し、優れた作品を「無心」等での企画展で紹介します。
- ◇「とっとり展」で、障がいのある人の文化芸術作品を募り、県が設置する審査会において芸術上価値が高い作品を審査・表彰することにより、作品を専門的な見地から評価する機会を設けます。
- ◇アートセンターを中心に、障がい福祉サービス事業所の職員、文化芸術関係者等を対象に、芸術上価値の高い作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援、及び所有権、著作権その他の権利の保護等について学ぶ研修会を開催するとともに、当該研修会の開催について更なる周知と内容の充実を図り、支援の質の向上を図ります。
- ◇評価の高い作品等を創作する障がいのある人については、必要に応じて、作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援や所有権、著作権その他の権利の保護等について指導・助言ができる専門家を招聘するなど、支援体制を整備します。
- ◇アートセンターを中心に、障がいのある人の文化芸術活動全般についての相談を受け付け、アドバイスを行うとともに、必要に応じて専門家や関係機関の紹介を行います。

(5) 文化芸術活動を通じた交流の促進（法第15条関係）

文化芸術活動を通し、障がいの有無にかかわらず住民が心豊かに暮らすことができる住みよい地域社会を実現するために、文化芸術活動を通じた交流の促進が重要です。

【今後の取組の方向性】

- ◇参加体験（ワークショップなど）の機会を提供し、障がいの有無にかかわらず共に文化・芸術活動を行い相互に交流する場を提供します。
- ◇特別支援学校の取組を支援する「共生社会をめざす文化・芸術活動支援事業」等により、文化芸術活動を通じて、特別支援学校の生徒等と、他の学校の生徒等との交流を支援します。
- ◇国や障がい者の文化芸術を通じた国際交流事業を実施する団体等と連携し、又は、本県の国際交流事業を活用し、文化芸術に係る国際的な催しへの障がい者の参加を進めます。
- ◇障がいのある人が、文化芸術活動を通じて、子どもや高齢者、幅広い活動分野の人たちと共に文化芸術活動を行い、交流する機会の創出を支援することで、障がいのある人の社会参加の推進及び障がいや障がいのある人に対する理解を進めます。

(6) 人材の育成（第17条関係）

(1)～(5)の取組を進めていくため、障がいのある人による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成が重要です。

【今後の取組の方向性】

- ◇アートセンターを中心に、障がい福祉サービス事業所の職員、文化芸術関係者等を対象に、芸術上価値の高い作品等の適切な記録、保存方法、販売の支援、及び所有権、著作権その他の

権利の保護等について学ぶ研修会を開催します。

- ◇アートセンターで開催する、障がい福祉サービス事業所の職員等を対象とした幅広い分野の参加体験（ワークショップなど）により、新たな分野の芸術文化活動を学ぶ機会を提供します。

（7）関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力（第19条関係）

（1）～（6）の取組を円滑かつ効果的に推進するため、関係者の連携協力に取り組むことが重要です。

【今後の取組の方向性】

- ◇県内の障がい福祉関係団体、文化芸術関係団体、障がい福祉サービス事業所、行政機関等で構成する「鳥取県障がい者・芸術文化活動推進委員会」において、本県の障がいのある人の文化芸術活動の推進のための施策を審議し、構成委員相互で連携していきます。
- ◇36都道府県が加盟する「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」を中心に、障がいのある人の文化芸術活動を促進する取組を、他の都道府県と連携して展開します。

7 数値目標

今後、障がいのある人の文化芸術活動の推進にあたり、次のとおり目標を設定し、その達成に向けて関係者との連携協力を進めるとともに、「鳥取県障がい者・芸術文化活動推進委員会」においても、その達成状況を点検・評価していきます。

項目	現状 (H29 年度)	目標数値 (H35 年度)
県が主催する文化芸術の公演等における音声ガイドや手話通訳等の導入割合	—	100%
アート活動取組団体数	45 団体	55 団体
あいサポート・アートとっとり祭り出演団体数	30 団体	35 団体
あいサポート・アートとっとり祭り来場者数	4,570 人	5,000 人
あいサポート・アートとっとり祭り来場者満足度	—	90%
あいサポート・アートとっとり展県内出展数	489 点	520 点
あいサポート・アートとっとり展来場者数	3,435 人	4,000 人
あいサポート・アートとっとり展来場者満足度	—	90%
個展等開催数	34 件	45 件
個展等来場者数	—	9,600 人
「無心」来館者数（巡回展を含む。）	6,044 人	7,000 人
アートセンターが開催する研修会への参加者数	63 人	75 人
アートセンターが開催する参加体験（ワークショップ）への参加者数	99 人	120 人